コンビニでは


市税の納期は税目により異なります
市税の納期

| 市•府民税（普通徴収分） | 6 月 $\cdot 8$ 月 $\cdot 10$ 月 $\cdot 12$ 月 |
| :--- | :--- |
| 固定資産税•都市計画税 | 5 月 $\cdot 7$ 月 $\cdot 9$ 月 $\cdot 11$ 月 |
| 軽自動車税 | 6 月 |

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合
は，翌営業日が納期限となります。

|  |
| :---: |
|  |
|  |  |
|  |
| 亲害日。 |
|  |
|  |  |
|  |  |
|  |
|  |
| 二是用 |


|  |  |
| :---: | :---: |
|  |  |
|  |  |如这长の为維







































$\qquad$

## 熱損失防止改修工事で <br> 住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合， その家屋の固定資産税額（ $120 \mathrm{~m}^{2}$ まで）の 3 分 の 1 相当を減額します。

## 減額される要件

－平成20年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）で，改修後の床面積が $50 \mathrm{~m}^{2}$ 以上 $280 \mathrm{~m}^{2}$ 以下であること。
－平成32年（2020年）3 月31日までの間に，次の ①）工事，または（1）と合わせて（2）から（4）の工事を行った住宅で，改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し，改修工事に要し た費用（補助金等を除く）の合計が50万円を超えるもの。
（1）窓の断熱改修工事（必須）
（2）床の断熱改修工事
（3）天井の断熱改修工事
（4）壁の断熱改修工事

## 減額の期間と範囲

改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋 の固定資産税額（ $120 \mathrm{~m}^{2}$ 相当分まで）の 3 分の 1 を減額。
※平成29年4月1日以降の改修により認定長期優良住宅となった場合は 3 分の 2 を減額。

## 手続き

改修工事完了後 3 カ月以内に，建築士事務所 に登録する建築士•指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写し，認定通知書の写し（長期優良住宅の場合のみ）を添付し申請してく ださい。
※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。 その際にマイナンバーの確認と身元確認を行い ますので，番号確認書類（通知カード等）と本人確認書類（免許証やパスポートなど）をご持参ください。また，郵送の場合には写しを同封 してください。なお，マイナンバーカード（個人番号カード）を取得された人は，当カードの みで確認できます。
－問い合わせ 税務課資産税係



得


















 O）




